

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障害により、判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものです。本人が安心して地域で生活するうえで重要な手段の一つですが、十分に利用されているとは言えない現状があります。

こうした状況を鑑み、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」を施行しました。国の動向を踏まえ、別府市においても認知症高齢者や障がい者、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

2. 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度の利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

別府市では、関連計画である「別府市地域福祉計画」、「第8期老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第4期別府市障がい者計画」等との整合を図るとともに、連携に努めます。

3. 基本計画の期間

計画期間は、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の5か年としています。

一方、今般、社会福祉法等の改正により、地域共生社会の実現のため包括的な支援体制の整備を目的とする重層的支援体制整備事業が創設されました。同事業と成年後見制度利用促進に係る取り組みは、地域の多様な主体が協働して地域課題に取り組む点で密接に関係しており、その連携した支援体制の構築が求められています。

しかし、別府市における重層的支援体制整備の方針は、令和5年度にスタートする予定の地域福祉計画の策定過程（令和3～4年度）の中で検討されるため、今回策定の成年後見制度利用促進基本計画と地域福祉計画との整合性を保つためには、成年後見制度利用促進基本計画を令和4年度に単独の計画（骨子）として暫定的にスタートさせ、関係部局と調整した上で、令和5年度にスタート予定である第2次地域福祉計画の中に盛り込んで一体的な運用を協議します。

(年度)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
国の成年後見 制度利用促進 基本計画	第1次(H29年度～R3年度)				第2次(R4年度～未定)				
別府市の成年 後見制度利用 促進基本計画					(R4年度～R8年度)				
別府市地域福 祉計画	第1次(H30年度～R2年度⇒R4年度)				第2次(R5年度～未定)				
別府市社会福 祉協議会 地 域福祉活動計 画	第2次(H30年度～R2年度⇒R4年度)				第3次(R5年度～未定)				
別府市老人福 祉計画・介護 保険事業計画	第7期(H30年度～R2年度)			第8期(R3年度～R5年度)		第9期(R6年度～R8年度)			
別府市障がい 者計画	第3期(H27年度～R2年度)			第4期(R3年度～R8年度)					
別府市障がい 福祉計画	第5期(H30年度～R2年度)			第6期(R3年度～R5年度)		第7期(R6年度～R8年度)			
障がい児福祉 計画	第1期(H30年度～R2年度)			第2期(R3年度～R5年度)		第3期(R6年度～R8年度)			

4. 計画策定のための取組状況

別府市では、令和3年4月に別府市成年後見制度の利用促進に関する条例と別府市成年後見制度利用促進審議会規則を施行し、同年度に医療又は福祉の関係者、司法関係者、学識経験者、市民で構成される別府市成年後見制度利用促進審議会を設置し、計画策定の議論を行いました。

また、令和3年10月には公募意見手続き（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を計画に反映させるよう努めました。